



景

観



～より良い景観の保全と  
新たな景観づくりに向けて～

形

今までわたしたちは、経済性や効率性、機能性を重視してきたため、美しさへの配慮を欠いた雑然とした画一的な景観などを形成してきました。しかし、美しい景観はまちの歴史や文化を反映するものでもあり、そこで生活する人や働く人、さらには訪れる人の心をも豊かにします。自分を取り巻く身近な景観を考えることは、まちの景観すべてを考えることに通じます。

今回の特集では、より良い景観の保全と新たな景観づくりに向けての取り組みを紹介し、次の世代に美しい景観を残すために、今わたしたちにできることについて考えます。



成

🌳景観とは

「景観」とは、「景」と「観」という言葉の合成による用語といわれています。「景」とは山や川があり、そして建築物があるというように、空間的なものの存在や場面をいうのに対して、「観」とは見る人が感じる印象や価値観という、ものの見方や考え方をいいます。こうしたことから、「景観」とは、見る人の価値基準によって差異が生じつつも、見る主体となる人の目と心に映る「地域の視覚的特性=まちの個性」と言い換えることができます。この「まちの個性」は目に見える色や形だけではなく、その土地の歴史、文化、風土、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、水の流れる音や匂いなど、人間の五感を通して感じることをすべてをさしています。

🌳景観づくり

より良い景観づくりは、住み心地のよい快適で潤いのあるまちづくりにつながります。景観づくりによって質の高いまちができると、まちに対する人々の愛着や誇りがはぐくまれ、地域社会が活性化し、人々との交流が増えるといった効果もあります。また、美しい景観は、地域のかげがえのない共有財産であり、土地の経済的価値を高めることにも貢献します。

美しい景観づくりには、そこに住む人々の努力や長い時間が必要です。すべての人が景観についての意識を高め、まち全体を良くしていく取り組みを持続的に進めることが大切です。

🌳「景観法」の制定

より良い景観づくりを促進するため、平成17年6月1日、「景観法」が全面施行されました。この法律の制定により、地方自治体が景観に関する計画や条例を作る際に、実効性を持つことが可能となりました。この「景観法」の制定を受け、三重県や鈴鹿市では、より良い景観づくりに向けての取り組みを進めています。

景観の日・景観法の基本理念の普及、良好な景観形成に関する国民の意識啓発を目的とした記念日で、景観法が全面施行された毎年6月1日とされています。

# 景観についてどのように感じますか

2007年12月10日から1週間、市政メールモニター（メルモニ）の皆さんを対象に、景観に関する意識などについてアンケートを行ったところ、543人から回答がありましたので、その集計結果を紹介します。



鈴鹿市政メールモニター

メルモニ

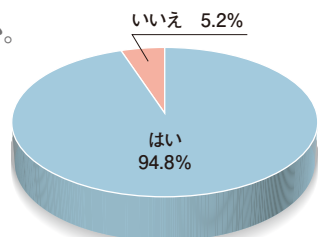
<http://www.merumoni.city.suzuka.lg.jp/>

## 景観に関する意識など

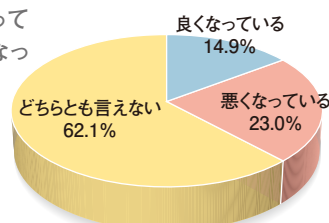
アンケート実施期間／2007年12月10日（月）～16日（日）

※市政メールモニター（メルモニ）は、あらかじめ、住所・氏名・生年月日の認証を受けた中学生以上、または13歳以上の市民で、1月18日現在5,570人が登録しています。

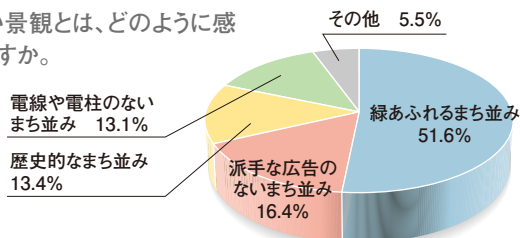
Q1 景観に関心がありますか。



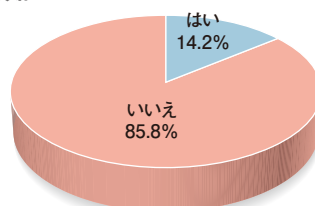
Q2 鈴鹿市の景観は良くなっていると思いますか。悪くなっていると思いますか。



Q3 良い景観とは、どのように感じますか。



Q4 三重県景観づくり条例を知っていますか。



## 「三重県景観計画」に基づく届出制度が始まります

### ●三重県景観計画の策定

「景観法」が平成16年12月に施行されたことにより、「景観行政団体」になった三重県は、良好な景観づくりを推進していくため、「三重県景観づくり条例」を平成19年10月20日に公布するとともに、景観法に基づく「三重県景観計画」を平成19年12月4日に公表しました（運用開始は平成20年4月1日）。

三重県景観計画には、県民の皆さんが自分たちの周りの景観を自ら考え、良好なものにすることを掲げるとともに、良好な景観づくりを進めていくための県の推進方策などを定めており、その一つとして、大規模な建築などをする際には、「届出」が必要であることを定めています。

景観法に定められた施策の多くは、景観行政団体が自ら「景観計画」を定めることで実現できる仕組みになっています。三重県は広域的な視点から景観計画を定めましたが、良好な景観の形成には、その地域の特色に応じたきめ細かな施策が有効であることから、市町が中心的な役割を担うことが望ましいといえます。

景観行政団体・地域の景観行政を担う主体として景観法で定められており、都道府県、政令市、中核市は景観法の施行とともに、その他の市町村については都道府県との協議・同意のうえ景観行政団体になることができます。県内では現在、四日市市、伊賀市、松阪市が景観行政団体になっています。

### ●三重県景観計画に基づく届出

三重県景観計画に基づき、平成20年4月1日以降に着手する大規模な建築などの行為については、あらかじめ届出（審査あり）が必要となります。

三重県景観計画に基づく届出の審査および事前相談は、三重県景観まちづくり室、受付の窓口は鈴鹿市都市計画課で行います。

詳しくは、三重県景観まちづくり室のホームページをご覧ください。

### 【問合せ】

三重県県土整備部景観まちづくり室

☎059-224-2748

🌐<http://www.pref.mie.jp/keimachi/hp/>



# 市ではどんな取り組みをしているの？

ここでは、景観の保全や新たな景観づくりに向けて動き出している、市や地域の取り組みについて紹介します。



## ●景観計画策定ワーキンググループ

平成18年度から、市内に景観計画策定ワーキンググループを設置し、景観計画の検討に入っています。一口に景観といっても、さまざまな要素を含んでおり、関係部署も多岐にわたります。まずは、市内での勉強会から入り、各部署と景観とのかかわりを景観法とも照らし合わせながら検討をしています。現在では、15部署の担当者をメンバーとし、アドバイザーとして大学の先生などに助言をいただきながら、景観計画策定に向けた準備に入っています。景観計画策定の前段階として、本市における景観特性の把握からスタートし、問題点の洗い出し、それに対する対応方法などの検討を行っているところです。

平成20年度からは、三重県景観づくり条例施行にともなう受付業務という実務を行う一方、その中で得た経験をフィードバックさせ、三重県景観計画と整合性を図りつつ、今後、市としての特徴のある景観計画策定に向けた準備を進めていきます。

## ●屋外広告物キャンペーン

10月4日の「都市景観の日」に合わせ、地元自治会、三重河川国道事務所、三重県、鈴鹿警察署、各種団体の関係者などの協力を得て、屋外広告物制度の普及・啓発を図るキャンペーンを実施しています。

キャンペーンでは、市内の各商店会、幹線道路沿いの店舗へ啓発のチラシを配布するとともに、未申請の自家用屋外広告物の申請指導、電柱などにはられた違反広告物の除却活動や路上に置かれた看板などの移動撤去指導を行っています。

違法に表示などがされている広告物は、地域の美観風致を損ねるばかりでなく、歩行者の通行の妨げにもなります。このような違反広告物の問題は、法令に従わない広告業者の悪質な行為や、法令の内容を知らずに違反広告物を製作・設置してしまう広告主の双方によって引き起こされています。市では毎年こうした普及・啓発のキャンペーンを実施し、まちの美観の維持や安全な通行路の確保、イメージアップをめざしています。



## ●景観まちづくり

近年、市民の生活ニーズはますます多様化・高度化し、身近な環境や生活空間への関心が高まっています。地域まちづくりにおいても、住民が主体的に取り組む動きや、住民、事業者、行政がパートナーシップのもと、協働してまちづくりを行う動きが活発化しています。

市では、地域の皆さんのまちづくり活動をさまざまな面からバックアップしています。その一例として、自分たちのまちの将来像を描くことを目的に、石薬師地区をモデル地区として、平成20年度から、旧東海道の街道筋をフィールドとした景観まちづくりの活動を支援していきます。具体的には、県道改良事業の景観シミュレーション、旧東海道の道路舗装のカラーシミュレーションなどを実施していく予定です。

## 来訪者にも地域住民にも優しいまちづくりをめざして



石薬師地区明るいまちづくり推進協議会  
景観まちづくり部会座長 倉地 正さん

市から、景観のモデル地区になって取り組みを進めてほしいと依頼があったとき、「景観の保全とは、とにかく法的に何か制限を加えることになり、いろいろ生活が窮屈になるのかな」と漠然と思っていました。しかし、市が進めようとする景観計画は、鈴鹿市特有の伝統や文化などを大切にしたい独自のものであることを知り、わたしたちが考える、伝統や文化を生かした石薬師のまちづくりと重なり合う部分が多いと思い、協働してまちづくりを行っていきたいと思いました。

石薬師は、市における西部地区の玄関口でもあり、旧東海道を散策する来訪者も年々増えています。石薬師に来ていただく方に、歩いてもらいやすく、親切で優しさのあるまちであるとともに、地域住民にとってもずっと住んでいたいと思う、そんな誇りを持った石薬師をめざしたいと思います。



イメージ図

# 美しい景観をいつまでも

本市の景観の特徴と、美しい景観を未来に残すための理念や方策などについて、鈴鹿市景観計画策定アドバイザーを務める村山さんにお話を伺いました。



鈴鹿市景観計画策定アドバイザー  
村山 颯人さん

## 〇プロフィール

横浜市生まれ。本籍は三重県。東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻博士課程修了後、東京大学21世紀COEプログラム「都市空間の持続再生学の創出」研究拠点形成特任研究員。平成18年10月から名古屋大学大学院環境学研究科准教授。専門は都市計画・都市デザイン・まちづくり。



旧伊勢街道

## 皆さんが共感する景観を守り育てたい

### ●景観法の制定を受けて

平成17年6月に国の景観緑三法が全面施行され、地方自治体が景観行政を進める仕組みが整いました。それまでも、文化財保護法による「伝統的建造物群保存地区」制度、都市計画法による「地区計画」制度、約500の地方自治体では自主条例による諸制度を通じた景観保全・創造の取り組みなどがありましたが、全国各地で景観を巡る論争が絶えない状況から推察される通り、景観の保全・創造を図るには、それらの制度には限界がありました。

そこで、国は、景観を真正面から扱う基本的な法律を制定し、地方自治体が積極的に都市と田園の景観形成を推進することができる制度を用意しました。これを受けて鈴鹿市も、景観行政の基本となる景観計画の策定に取り掛かりました。

### ●鈴鹿市の景観と景観計画

わたしの印象に残っている鈴鹿市の特徴的な景観は、市街地から東名阪自動車道の鈴鹿インターチェンジに向かうときに見える鈴鹿山脈とその前に広がる田園風景、そのような美しい風景を台無しにする屋外広告物、市の南西部に点在する伝統的集落の形態、それらの集落の外側に見られる無秩序な開発、市街地の中にオアシスのように存在する「セントラル・グリーン（中央道路から南側に広がる農地部分）」、緑豊かで閑静な住宅地、競うように大きく派手な看板が乱立する中央道路、落ち着いた歴史的まち並みが残る旧東海道や旧伊勢街道、産業の力強さを感じさせる工業団地とサーキット周辺などです。保全したいと思う景観と、改善して新しく創造したいと思う景観が含まれますが、これらはわたし個人の意見に過ぎず、当然、鈴鹿市の皆さんの総意ではありません。

景観行政で難しいのは、どの景観が特徴的で、どの景観を保全すべきで、どの景観をどのように改善して新しい景観を創造すべきかについて、皆さんの意見が異なることです。しかし、多くの皆さんに共通する意見もたくさんあるはずで、それらを丁寧に確認していく必要があります。そして、景観計画には、できるだけ多くの皆さんが共感する景観保全・創造の方針とそれを実現する仕組みを盛り込んでいきたいと思っています。



### ●次世代に美しい景観を残すために

景観を含む都市と田園の環境は、わたしたちの経済的・社会的活動によって常に変化します。都市・田園環境は、これまでほどからかといえ悪い方向へ変化してきましたが、これからは少なくとも現状を維持し、できれば良い方向へと変化させなければなりません。子どもや孫の世代に、わたしたちが目にしてほしいものよりも良い状態の美しい都市・田園環境を残すという大きな挑戦。その第一歩として、皆さんも次世代に残す鈴鹿市の景観、身近な景観について考えてみませんか。

鈴鹿市でも、地域によっては、まちづくり活動の気運が高まっているところもあります。このような活動に積極的に参加して、景観という切り口からまちづくりを考え、シミュレーションなどによってまちの将来像について話し合うことが大切です。「良好な景観の保全と新たな景観の創造」が鈴鹿市のまちづくりにおける重要な要素になると思います。